

◆ 給食費（公立保育園、年少～年長クラス）

【給食費について】（令和7年度現在）

- (1) 月額5,800円
- (2) 土曜日を利用する場合は、土曜日の利用日数に応じ290円増額となります。
- (3) 給食を食べない月がある場合は、前月までに申し出れば減額となります。

◆ 保育料（0歳～2歳児クラス）

【保育料の算定方法について】

保育料は、対象の方の4月～8月は前年度、9月～3月は当該年度の市町村民税所得割額の合計に基づき、次の保育料表のとおり決定します。

市町村民税所得割額は、住宅ローン控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用する前の額となります。

【保育料表】

階層	保育料(月額)	階層区分定義	階層	保育料(月額)	階層区分定義
A	0	生活保護法による被保護世帯	D8	23,400	市町村民税所得割額 97,000円以上109,000円未満の世帯
B	0	市町村民税非課税世帯			
C	1,000	市町村民税均等割のみの世帯	D9	27,000	市町村民税所得割額 109,000円以上121,000円未満の世帯
D1	3,000	市町村民税所得割額 16,200円未満の世帯	D10	30,600	市町村民税所得割額 121,000円以上133,000円未満の世帯
D2	5,000	市町村民税所得割額 16,200円以上32,400円未満の世帯	D11	34,200	市町村民税所得割額 133,000円以上145,000円未満の世帯
D3	7,000	市町村民税所得割額 32,400円以上48,600円未満の世帯	D12	37,800	市町村民税所得割額 145,000円以上157,000円未満の世帯
D4	9,000	市町村民税所得割額 48,600円以上60,700円未満の世帯	D13	41,400	市町村民税所得割額 157,000円以上169,000円未満の世帯
D5	12,600	市町村民税所得割額 60,700円以上72,800円未満の世帯	D14	45,000	市町村民税所得割額 169,000円以上265,200円未満の世帯
D6	16,200	市町村民税所得割額 72,800円以上84,900円未満の世帯	D15	48,600	市町村民税所得割額 265,200円以上の世帯
D7	19,800	市町村民税所得割額 84,900円以上97,000円未満の世帯			

【きょうだいがいる場合の保育料の算定方法】

同一世帯で2人以上の児童が保育園、幼稚園等を利用している場合、その中で2人目の児童の保育料は各階層の半額、3人目以降の児童の保育料は無料となります。なお、児童の年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

次のア～ウのいずれにも該当する児童（※同居をしていない児童も含む）が2人以上いる場合において、これらの児童のうち第2子の児童の保育料は右の表のとおりで、第3子以降は無料です。

- ア 保護者に監護されていること
- イ 保護者と生計を同じくしていること
- ウ 年度初日において18歳未満であること

○第2子保育料（ア～ウに該当する場合）

市町村民税所得割額区分	保育料（月額）
97,000円未満の世帯	無料
97,000円以上301,000円未満の世帯	各階層の半額

※同居をしていない児童（例：寮で暮らす高校生）がいる等の場合は、保育課までお問い合わせください。

◆ 延長保育料

通常の保育料に次の区分に応じ延長保育料を加算します。ただし、保育料の階層がA、Bのときは加算しません。

延長保育の実施区分	金額（月額）
午前7時30分以前の保育の実施（朝延長）	1,000
午後6時30分以後の保育の実施（夕延長）	1,000